

信用保証協会保証料助成金交付要綱

一般社団法人宮崎県トラック協会

(目的)

第1条

この要綱は、(一社) 宮崎県トラック協会 (以下「協会」という) の会員事業者が、金融機関から融資を受けるため宮崎県信用保証協会 (以下「保証協会」という) の保証を得る場合、または県の「緊急経営対策貸付 (セーフティネット貸付)」にかかる保証および国が定めるセーフティネット保証 (中小企業信用保険法第2条第4項第5号に基づく特定業種指定分) を得る場合、保証協会に支払う保証料の一部を協会から助成することとし、会員事業者の経営の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条

本要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「金融機関」とは、保証協会が貸付金等の債務の保証を行う対象とされる全ての金融機関、または宮崎県の「緊急経営対策貸付 (セーフティネット貸付)」を取扱う金融機関および保証協会がセーフティネット保証 (中小企業信用保険法第2条第4項第5号に基づく特定業種指定分) を行う対象とされる全ての金融機関をいう。
- (2) 「融資」とは会員事業者が前項で定める金融機関から受ける「緊急経営対策貸付 (セーフティネット貸付)」およびセーフティネット保証 (中小企業信用保険法第2条第4項第5号に基づく特定業種指定分) を含め、金融機関から受ける運転資金等のための融資をいう。
- (3) 「保証料」とは、保証協会の定めるところにより算定され、会員事業者から保証協会に支払われた信用保証料をいう。

(事業期間)

第3条

本要綱に定める助成事業は、現下の金融情勢下における、貸し渋り対策及び原油価格高騰対策として実施するものであり、令和7年4月1日から令和8年3月21日までの保証料の支払に対する事業とする。

(助成金の金額)

第4条

助成金額は、会員事業者が金融機関から融資を受けるために保証協会の信用保証を得るために支払われた保証料の2分の1の額とする。

ただし、その額が10万円を超えるときは10万円を限度とし、10万円に達するまで再助成することができる。

(助成金の交付申請)

第5条

- (1) 会員事業者は保証協会に保証料の支払を行った場合には、当該保証料の2分の1 (その額が10万円を超えるときは10万円) を協会に申請することができる。

(2)前項の申請は別紙様式の「信用保証協会保証料助成申請書」により行うものとする。その際信用保証料計算書となる「信用保証決定のお知らせ（お客様用）」および「セーフティーネット保証に係る認定書」（セーフティーネット保証の場合）の写しなどを添付しなければならない。

(3)助成金の交付申請は随時行うことができる。

ただし、最終提出期限は令和8年3月26日とする。

（助成金の交付）

第6条

協会は前条による助成金の交付申請があった場合には、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金額を確定して会員事業者に交付するものとする。

ただし、前年度会費未納会員については、助成資格対象外とする。

また、新入会員の場合は入会月の前月支払い分も対象とする。

（助成金の返納）

第7条

(1)当該助成金の交付を受けた会員事業者は融資の繰上償還を行った場合等で保証料の返還を受けた場合には、その日から14日以内に協会にその旨を申告し、返還額に相当する助成金の返納を行わなければならない。

(2)協会は会員事業者の交付申請が正常なものでないことが判明した場合は、助成金の返納を求めるものとする。

（報告の義務）

第8条

助成金の交付を受ける会員事業者は、協会が必要と認める場合には、所定の報告を行わなければならない。

（その他）

第9条

この要綱に定めのあるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるところによる。

（附則）

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

平成21年4月21日 一部改正

平成22年3月26日 一部改正

平成23年4月28日 一部改正

平成24年3月29日 一部改正

平成25年3月29日 一部改正

平成26年3月27日 一部改正

平成27年3月27日 一部改正

平成28年3月24日 一部改正

平成29年3月30日 一部改正

平成30年3月29日 一部改正

平成31年3月28日 一部改正

令和	2年3月26日	一部改正
令和	3年3月29日	一部改正
令和	4年3月28日	一部改正
令和	5年3月28日	一部改正
令和	6年3月27日	一部改正
令和	7年3月26日	一部改正

別紙

令和 年 月 日

一般社団法人宮崎県トラック協会長 殿

法人番号

住 所

企業名

代表者

担当者名

(メールアドレス)

印

令和7年度 信用保証協会保証料助成申請書

当社は、信用保証協会の保証により融資を受けましたが、保証に伴う保証料の2分の1の額（限度額10万円）について貴協会の助成を受けたく、「信用保証料計算書(写)」を添えて下記の通り申請します。

なお、公的機関等から助成がある場合には、その額を差引いた金額について申請します。
また、都合により保証料の還付を受けた場合には、速やかに助成金を返還いたします。

助成申請額 金 円

1. 申請明細

項 目	記 入 欄	備 考
保証金額（借入金額）	円	
資 金 使 途	運転・設備（○をする）	
保 証 制 度		
セーフティネット保証(5号認定)	有・無（○をする）	
保 証 料 率	%	
借入金融機関／支店	／ 支店	
借 入 日	令和 年 月 日	
保 証 料 額	円	
助 成 申 請 額（注）	円	

注）「信用保証決定のお知らせ（お客様用）」および「セーフティーネット保証に係る認定書」（セーフティーネット保証の場合）の写しを添付

2. 助成金の振込先

金融機関名	支店名	受 取 人 名（フリガナ）	預金種類	口座番号
		（ ）	普通・当座 （○をする）	